

第7回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会

平成19年12月10日（月）

【宇賀座長】 それでは、ただいまより第7回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を開催いたします。本日は最終回ということでございますが、皆さん、大変ご多忙なところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

初めに、本日の委員の出欠状況等について事務局からお願いします。

【江畑課長】 本日は、委員全員ご出席でございます。なお、行政管理局の明渡個人情報保護室長は欠席、また、法務省刑事局久木元参事官の代理として法務省刑事局付の加藤様ご出席でございます。冒頭、座長からお話ございましたように、本日は最終回ということでございますので、岡本自治行政局長からごあいさつ申し上げます。

【岡本局長】 岡本でございます。委員の皆様方には、師走押し詰まってまいりまして大変ご多忙のことと存じますが、この検討会に本日ご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

6月にこの検討会にご参加をお願いいたしまして以来、きょうで7回の検討をいただいているわけでございます。きょう、最終回ということでおまとめいただきましたものにつきましては、私どもといたしまして、いろいろこれまで出ておりました議論に沿いまして、告示の改正でございますとか関係地方団体の指導、さらにはその後のさまざまな検討といったことをスピードアップして、その方向に沿って取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。このいただきました報告書をもとに、各市町村におきます委託等につきまして安全を期すということが何よりでございますので、そういう意味で実効性のある対策を盛り込んでいただいておりますが、私どもとしても万全を期したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【宇賀座長】 次に、事務局から資料の確認をさせていただきます。

【加藤理事官】 本日の資料でございますが、資料1から3まで3つでございます。資料1は、検討会の報告書（案）ということで、15枚の資料でございます。資料2が技術的基準（大臣告示）の改正後のイメージ（案）ということでございますが、6枚ものでございます。資料3でございますが、検討会報告書に添付いたします参考資料の案ということでございまして、表紙のインデックスと資料本体、両面刷りで63ページ、ちょっと大

部でございますが、このような構成でございます。乱丁、落丁等あれば、お申し出いただければと思います。

【宇賀座長】 さて、本日の議題ですが、報告書の取りまとめとなっております。本日配付されておりますのは、前回の検討会でのご議論を踏まえまして、報告書素案を修正したものです。かなり丁寧に修正を加えて、議論が反映されているように思われます。それでは、前回の報告書素案からの修正点などを中心に簡潔に説明をお願いします。

また、技術的基準の改正イメージにつきましては、前回は、外部委託を行う場合に講じなければならない事項のイメージが示されました。本日は、その修正版を入れ込んだ形で全体のイメージを作成していただきました。この資料につきましてもあわせてご説明をお願いします。

【加藤理事官】 それでは、説明させていただきます。まず、資料1の報告書（案）でございます。前回の素案からの修正点を中心にご説明させていただきます。

まず、3ページまでは大きな修正等はありません。4ページ、(3)委託と再委託の関係の部分でございますが、文言の精査がございまして、下のほうでございますが、再々委託につきまして、非常に例外的な場合、再委託以上にさらに絞った形で認められる場合があるということございました。そういう議論でございましたので、「原則として認められないが、ごく例外的に、他に代替手段がない場合に限り、市町村の承認を得て行うことは考えられる。」ということで、非常に絞った形で表現させていただいております。

次に5ページ、6ページでございますが、この辺のところは前回の議論を踏まえて表現を精査させていただいたという内容でございます。

7ページをお願いいたします。前のページからの続きの(3)の部分、上のほうでございますが、事業者の認証取得をどのように選定の中で評価するかというような部分でございますが、前回ペンディングでご議論いただいた部分でございまして、最後の文、「将来的には、事業者の取得状況を踏まえて、契約締結に当たっての必要条件とすることも考えられる。」と、将来的にこういうふうな内容であれば特に問題ないであろうというふうなご議論でございましたので、Pの印を取りまして採用という形で載せさせていただいております。

その下、(4)でございますが、下のほうまでは文言の精査でございます。下のほうで、前回ございましたが、コンプライアンスの認識の徹底が重要であるというふうな部分につきましては、報告書の中ではここまで記述は要らないだろうというふうなご議論がござい

ましたので、削除させていただいております。それから最終の段落、「また、」という文言で始まる部分、8ページにかけてでございますが、ここの部分につきましても委託先から再委託が行われた場合の対応というところでございますが、前回、ペンディングということでご議論いただきましたが、再委託の場合にあっても、こういうふうな適切な方法により再委託先の事業者における処理状況を把握しつつ、チェック・確認できるようにする必要があります、このような内容であれば、報告書に書く、あるいは市町村に求めるというふうな部分で問題ないだろうというふうなご議論でございましたので、この文言を前回からはちょっと修正させていただいた形で採用させていただいております。

次の8ページは文言の精査でございます、9ページでございます。対策の選択肢の部分の①でございますが、ガイドライン等に基づく助言による対応の部分の3行目、「情報セキュリティポリシー」の後に「等」を入れ込みました。これは前回、いろいろなやり方があるだろうというふうな形で、幅を限定した形じゃない記述がいいだろうというご議論がありましたので、その反映でございます。

それから9ページから10ページにかけては微修正でございます。

11ページをお開き願いたいと思います。(2)の部分、他の個人情報と区別して住基情報について法律上の特別な措置を講じる場合の理由の部分でございます。固まりの部分、中ほどからちょっと上の部分でございますが、ちょっと表現を前回から変えております。

「基本情報が、適正な手続が踏まれずに、仮にまとまって流出したとすれば、悪意を有して、他の情報と結合・リンクさせようとする者に利用される危うさがある。」ということでございまして、基本情報それ自体がセンシティブで危ないということではなくて、管理をきちんとならないという場合に危うさが出てくるというところがございまして、そうした趣旨をもうちょっと敷衍して書いたほうがいいだろうというようなことがございまして、前回から若干表現を修正させていただいたという内容でございます。

以降、11ページから12ページ、それから13ページの後半までは微修正でございます。

13ページの下の方の部分、一番下の行でございますが、社会的認識の定着度合いの部分、その後ろに、特に地方部で認識というか、その辺の部分がいかがかというふうな表現がございましたが、この辺、ちょっと決めつけというか言い切りが目立つというふうなご指摘がございましたので、この部分は、社会的認識の定着度合いというふうなすっきりした形の表現にさせていただいております。

14ページ、まとめの部分の2行目、下のほうでございますが、さまざまな対応という形でさらっと書いてございましたが、この辺のところは運用上の工夫、市町村の現場での取り組みや契約上の責任追及という形で、やや丁寧に記述させていただいております。

最後の15ページでございますが、一番最終の段落の部分、まとめの最後部分でございます。まとめの全体については基本的に前回のトーンを踏襲させていただいておりますが、一番最後の部分でございます。ちょっと読ませていただきますと、「また、」の部分でございますが、「全国を通じた対応にとどまることなく、それぞれの市町村において、地域や事業者の状況に応じて、個人情報保護条例や同規則に必要な規定を設けるなど、独自に対応を強めていくことも望まれる。」というふうなことでございまして、全国レベルの対応だけでなく、市町村単位で地域の状況を踏まえまして、いろいろ独自のプラスアルファの施策というふうなことも望まれるであろう、先進的な団体におきましてはこういうふうな表現があったほうがむしろ対策が進むであろうというご議論がございましたので、この部分に最終的につけ加えさせていただきました。

以上が報告書（案）の主な修正点でございます。

次に、資料2でございます。住民票を磁気ディスクで調製する場合の管理の方法等に関する技術的基準の改正後のイメージ（案）ということでございます。前回、3ページ以降の最後の第十、外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置というふうな部分がございます。この部分のイメージのみを提示させていただいております。今回につきましては、この部分の文言を精査した上で、全体、住基ネットの技術基準の体系、構成等を参考にいたしまして、現在ある技術的基準、既存住民基本台帳に係る技術的基準の体系を再構成いたしまして組みかえる、さらに内容的にも充実させるというふうなことをやりました。内容的には前回までにご議論いただいた部分を組み込んだ形で精査したということでございます。

それとあと、第十以外の構成のイメージということで全体の項目を掲げてございますが、第一から第九までにつきましては、こういうふうな形になるというイメージを書かせていただいております。1ページから用語の定義、基本的事項、住民票の異動処理、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の発行とございまして、2ページへ行きますと、磁気ディスクの管理、作動停止時における事務処理体制、第八で、住民記録システムに関する安全対策というふうな形になりまして、次の3ページ、第九で住民記録システムの安全な管理等、この辺の部分が特にセキュリティ対策ということになります。住基ネットの

告示等も踏まえまして、あとほかのいろいろなガイドライン等も踏まえまして、充実させた記述にさせていただくという部分でございます。

それがございまして、一番最後、第十という形で、前回もお示しした部分でございますが、外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置の部分を追加させていただきたいと思っております。これにつきまして、前回出させていただいたものにつきまして表現ぶり、あるいは名あて人がこの告示につきましては市町村ということになりますので、市町村を意識した形での書きぶり、前回、それが徹底されていなかった部分等がございますので、この辺につきまして調整・精査した形で、こういうふうな形でイメージということで提示させていただいたというものでございます。これはまたこの第十の部分が6ページまで4枚ほどにわたって続くという形でございます。内容的には前回の内容をもう一度精査して表現ぶりを整えたというものでございますので、具体の説明につきましては割愛させていただきたいと存じます。

次に、資料3でございます。報告書の参考資料（案）ということで、最終的に報告書を製本し冊子にする段階で、報告書を読む場合の参考資料というふうな形で取りまとめさせていただいたものでございます。前回までのこの検討会の中で出させていただきました資料につきまして、私どもの目で見させていただきまして、報告書を読み解く際に、参照なり座右にあったほうが読みやすいだろうというふうなものにつきまして編綴させていただきました。個別の説明につきましては、既にこれまで出させていただいた資料でございますので省略させていただきますが、内容につきまして、あるいは資料そのものにつきまして過不足等ございますれば、ご指摘いただければと思います。

以上でございます。

【宇賀座長】 それでは、ただいまの説明を受けまして、ご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

後藤委員から前回いただいた意見は、この報告書15ページの一番最後の段落に書かれた、こういった形でよろしいですか。

【後藤委員】 結構でございます。ありがとうございました。

【宇賀座長】 稲垣委員からもいろいろなご意見をいただきましたけれども、こういったことで……。

【稲垣委員】 ありがとうございました。本文についてはよく。

質問なんですが、資料2ですけれども、この資料2は報告書とは別に時期を見て発表と

ということになるのでしょうか。今後の検討の計画についてはどういうことになるのでしょうか。

【江畑課長】 この報告書には、きょうこれでご了解いただければ、これはイメージ(案)ということで、第一から第九までは項目だけでございますが、第十は外部委託について講ずるべき措置という形で、この外部委託に関する部分については記述した、これを報告書に添付させていただきますが、この後、第一から第九の内容も精査をいたしまして、これを一応、今の段階では1月中ぐらいまでに市町村に告示として提示できるように作業を行いたいというふうに思っておるところでございますが、その間、パブリックコメント等も踏まえて、1月中に大臣告示の改正という形で提示できるように作業を進めたいと思っております。

【稲垣委員】 第十について、さらに、例えばセキュリティに関する指針等との整合性とか、そのあたりは、一応、これの検討を終えたという理解でいいんですか。

【江畑課長】 こちらで内部的にということになりますでしょうか。

【稲垣委員】 いや、例えば第十の、6ページの(11)の監査及び検査という際の、その監査及び検査の概念の特定とか、それから(10)の損害賠償の範囲等については議論があるところですし、それから(12)の事故後の報告、それから措置については指針に規定が盛り込まれていて、措置要求の制度があったりするのですけれども、まだ今ざっと見ただけなんですけれども、その辺が十分に明確化されているとは思えないのです。だからそういう意味で、これは今回ののに添付するのであれば、さらに検討が行われるということを示した上で出されたらいかがでしょうか。

【江畑課長】 わかりました。イメージ(案)と書いてございますが、そこに注書きか何かでそういう趣旨のことをつけ加えるという形で。

【稲垣委員】 おそらく、従前の発表されたものに照らすと、もう少し厳し目のものになるんじゃないかと思っております。

【藤原委員】 きょうのこれは全体が報告書になるんですね。

【江畑課長】 はい。

【藤原委員】 本文も資料も委員会全体の意見を反映していただいて、大変精緻になったと思うのですが、なお念のための確認ですけれども、検討会の審議経過の裏に、例の事のゆえんとなった事故の全体像の図がありますよね。これも全部報告書として実名公開ということになりますかね。座長も私もそうなんですけれども、情報公開なんかで、こうい

うので、いや、この部分だけはとかいうような制限を受けて議論をしているので、さあどうだろうと思って、ここの電子計算センターのところの具体的な事案そのものと、ファイル交換云々はもう当然のことなんですけれども、夫婦であって共有していたというのも、これも非常に重要な判断要素で、よく我々もお話するのですが、具体的にすべて名前が出ちゃうと、どんな印象かなど。ただ、これを特定企業としてしまうと意味もないしなと思って、なお念のために申し上げたという次第です。既に多分載っているんですかね、周知の……。

【江畑課長】 その資料は一応ホームページで出させていただいているので、外向けに出している資料であるということはそうなんです、報告書として皆さんがちゃんと読むような形の資料に載せることがいかがかというご指摘であれば……。

【藤原委員】 いや、いかがというか、当然だという考え方ももちろんあるかと思えますし、時々、ぎりぎり仮名で書いてあげることもあるので、さあどちらだろうなと思ってしまったというだけで、変えろという意味では全然ありません。仕方がないという考え方はあるかと思えます。

【稲垣委員】 例えば特に、夫婦であるということは新聞報道されていますか。

【望月企画官】 基本的には各町や市の公表資料、あとは報道で確認できた資料、それをベースにしてつくったものであります。夫婦だということも報道されておりまして、それは一応周知の事実であるということです。

【藤原委員】 わかりました、確認のため。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

【後藤委員】 報告書そのものについては、先ほどもお話がありましたように、大変丁寧に今までの議論を反映していただいたかなと思っておりまして、大変、自治体の立場からもありがたいかなと思っております。

技術的基準の改正後のイメージについてということで、この資料2がついています。これも現行の技術的基準と、先ほどご説明ありましたけれども、一から九についてもかなり骨格の部分で大事な部分に変更される部分もあろうかと思えます。これについては、今、課長さんのほうからパブリックコメントにも付すということもございましたので、安心しておりますけれども、特に自治体側の意見も丁寧に酌み取りいただければというふうにあえて希望を申し上げさせていただきます。

【宇賀座長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、このような形で報告書を取りまとめるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【宇賀座長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方には、6月から7回にわたり大変精力的にご議論いただきまして、無事、報告書を取りまとめることができました。座長といたしまして皆様方に厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

では最後に、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【門山審議官】 担当審議官の門山でございます。

座長の宇賀先生をはじめ、委員の皆様方におかれましては、これまで大変にご熱心にご議論いただきまして、おかげさまで大変中身の濃い報告書をおまとめいただいたということで、厚く御礼申し上げたいと存じます。また、今後につきましては、報告書に盛り込んでいただきました内容が確実に実施されることというのが、やはり市町村の住民基本台帳情報のセキュリティにとって一番重要だと思っておりますし、これからもとにかく情報流出の事案を出さないようにということで努力していかなければならないと思っております。私どもといたしましても、大臣告示の速やかな改正ですとか、市町村に対します適切な助言といったことに努めていきたいと考えているところでございます。

それからまた、今回の研究会におきましては、法律改正ですとか罰則の取り扱いという非常に大きなテーマで、なおかつ新しいテーマにつきましても、引き続きいろいろなご議論をいただいたわけですが、さらに議論、検討が必要とされた項目につきましては、今回の整理の上に立ちまして、さらに私どもとしても研究を深めてまいりたいと考えておりますので、先生方にはまた引き続きご指導、ご助言をいただく機会もあろうかと存じますが、よろしく願い申し上げまして、簡単でございますけれども、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

【宇賀座長】 それでは、以上で住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。